

## 規制シート(様式)

190193800710001

平成29年2月8日

規制の名称	会社の合併、分割または設立、事業の譲受または譲渡、事業の共同経営等に関する勧告・命令	所管府省	国土交通省
根拠法令等	陸上交通事業調整法(昭和13年法律第71号)、陸上交通事業調整法施行令、陸上交通事業調整法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総合政策局公共交通政策部交通計画課 長 金子正志
規制目的	陸上交通機関相互の過剰な競争を防止し、交通事業の健全な発達を確保することで、公益を増進することを目的とする。		
規制内容の概要	国土交通大臣が、陸上交通事業(鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業等)を行う者に対し、交通政策審議会(都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において調整の区域を決定しようとする場合には、交通政策審議会及び社会資本整備審議会)の意見を徴した上で、会社の合併、事業の譲渡、事業の共同経営等を実施するよう勧告又は命令する。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	本規制は、陸上交通機関相互の過剰な競争を防止し、交通事業の健全な発達を確保することで、公益を増進することを目的としているものであるが、複数の陸上交通機関が存在する地域も多くある中、本規制自体が不要であると判断することはできない。なお本規制は、まず交通政策審議会の意見を徴することとされており、過度の規制とならないよう、手続面でも一定の抑制が図られている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		